

観光友好都市提携 15 周年記念に関する冠事業事務取扱要領

廿日市市とモン・サン＝ミッシェル市（フランス国）との観光友好都市提携 15 周年記念に関する冠事業の事務取扱については、この要領の定めるところによる。

第 1 趣旨

この要領は、廿日市市とモン・サン＝ミッシェル市（フランス国）との観光友好都市提携 15 周年を記念し、民間団体等が実施する事業における冠の使用承認事務について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 冠の名称

この要領に定めるところにより事業名に冠することのできる名称は、「廿日市市・モン・サン＝ミッシェル市 観光友好都市提携 15 周年記念」とする。

第 3 対象事業

冠を使用することができる事業（以下「冠事業」という。）は、観光友好都市提携 15 周年記念に寄与すると認められる事業で、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 廿日市市又は廿日市市教育委員会が共催又は後援を行う事業、若しくは廿日市市後援等名義の使用承認条件に該当すると認められる事業
- (2) 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に実施する事業

第 4 承認の期間

冠の使用を承認する期間は、承認した日から冠事業が終了する日までとする。

第 5 承認の申請

- 1 冠の使用を希望する事業の主催者（以下「主催者」という。）は、産業部観光課長（以下「観光課長」という。）にあらかじめ事前協議を行うものとする。
- 2 事前協議後、廿日市市長に観光友好都市提携 15 周年記念冠使用の承認申請（別記様式第 1 号）を行い、承認を受けなければならない。

第 6 申請の審査及び決定

廿日市市長は、冠の使用の申請があったときは、その内容を審査し、承認若しくは不承認の決定について、速やかに主催者に通知（別記様式第 2 号、別記様式第 3 号）するものとする。なお、廿日市市長は、冠の使用の承認をする場合において、必要な条件を付することができるものとする。

第 7 事業内容変更等の申請

冠の使用の承認を受けた主催者は、当該事業を中止し、又はその内容を変更しようとするときは、速やかに観光友好都市提携 15 周年記念冠事業に係る内容の変更等にかかる申請（別記様式第 4 号）を廿日市市長に行うものとする。

第 8 承認の取消し

- 1 廿日市市長は、冠の使用の承認を行った事業又はその主催者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、冠の使用の承認を取り消すことができる。この場合において、当該取消しによって生じる主催者の損失は、一切補償しない。
 - (1) 第 3 に規定する対象事業に該当しなくなったとき。

- (2) 事業を中止したとき。
- (3) 冠の使用申請に虚偽の内容があったとき。
- (4) 市の名誉を傷つけ、又は信用を失墜させる行為があったとき。
- 2 廿日市市長は、承認を取消した場合は、速やかに主催者に通知（別記様式第5号）する。
- 3 主催者は、冠の使用の承認を取り消されたときは、速やかにその旨を周知するとともに、公表した印刷物等から冠の名称を削除する等適切な対処をしなければならない。

第9 庶務

冠の使用の承認に関する庶務は、産業部観光課において処理する。

第10 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、廿日市市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年3月11日から施行する。
- 2 この要領は、令和年7月3月31日をもって、その効力を失う。